

ひとりで悩まず、まず相談を!

市民相談室では、毎日の生活の中での悩みごとや困っていることについて、相談を受けています。また、4月より「司法書士による法律相談」と「事業用資金の融資相談」を新設しました。どうぞお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。



相談の種類	と き	相談員	相談の内容など
市政相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00	市民相談員 市民相談室職員	市の業務についての相談
民事・一般相談			相続・贈与・離婚・貸借地・貸借家など日常生活全般についての相談
交通事故相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00	市民相談室職員 市民相談員	交通事故による損害補償などの相談
外国人相談 ・ポルトガル語 ・スペイン語	毎週月～金曜日 9:00～16:00	ポルトガル語・ スペイン語通訳	市の業務に関する相談や生活全般について
市長相談	4・12月は第2木曜日 8月は第4木曜日 13:00～14:00	市長	市政全般について市長が直接お聞きします
弁護士による法律相談	毎週水曜日 13:00～15:00	弁護士	法的解釈などについて弁護士がお答えします(先着8人程度)
司法書士による法律相談	毎月第1・第3金曜日 14:00～16:00	司法書士	消費者金融などからの借金やクレジットに関する相談など(要予約8人程度)
行政相談	毎月第2・第4金曜日 13:00～15:00	行政相談委員	国・県・公社・公団の仕事についての苦情・要望
人権相談	毎月第2・第4木曜日 10:00～15:00	人権擁護委員	差別待遇、脅迫などの人権問題の相談
民事介入暴力相談	毎月第3火曜日 13:00～15:00	静岡県警察本部	暴力団の不当な要求やおどかしなどに関する相談
事業用資金の融資相談	毎月第1・第3木曜日 9:00～12:00	商工会議所経営指導員	公的融資制度の相談、 ^{あっせん} 斡旋創業、計画革新の相談
労務相談	毎月第4火曜日 10:00～15:00	社会保険労務士	労使間トラブル(解雇、リストラなど)労災関係、雇用者に対する国・県からの助成金

は15年度から新設

市民相談室は、四月から市民生活課に設置されました。市民生活課では、上記相談以外に消費生活相談(フィランセ西館二階)と国民年金相談(市役所二階)も行っています。

相談員は、相談者に助言をするのが目的です。問題解決に当たるのは、相談者本人です。その点をご理解して、上手にご利用ください。

相談員は助言をします

具体的な助言が受けられるよう、関係資料がある場合はお持ちください。また、大事なことはメモをとるよう、筆記用具をお持ちください。

資料や筆記用具をお持ちください

話がスムーズに進むよう、相談に来る前に話をまとめておいてください。

複雑な内容の相談は、電話では困難な場合もありますので、できるだけ来室して相談してください。

話をもとめておきましょう

できるだけ本人がお出かけください

代理人の場合、詳しい事情がわからず、具体的な助言ができなくなる場合があります。また、少しの違いでも、条件が変わってしまうこともありますので、なるべく当事者である本人がお出かけください。

相談室を上手に利用しましょう